

## 磐田市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市情報公開条例(平成17年磐田市条例第25号。以下「条例」という。)に基づき実施機関が行う処分に係る磐田市行政手続条例(平成17年磐田市条例第28号)第5条第1項の規定による審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の公開の決定等の基準)

第2条 条例第7条第1項に規定する公文書の公開をするかどうかの決定は、請求に係る公文書に条例第9条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分(以下「非公開部分」という。)がない場合に行うものとする。

2 条例第7条第4項に規定する公文書の公開をしない旨の決定は、公文書の非公開決定をいい、請求者の請求どおりの決定でない場合に行うものとする。

3 公文書に非公開部分がある場合において、非公開部分とそれ以外の部分とを容易に(公文書を損傷せず、かつ、多くの時間と経費を要しないことをいう。以下同じ。)かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度(非公開部分を除いて公開した場合であっても、請求者の請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。以下同じ。)に分離することができるときは、条例第10条第1項に規定する一部公開として、条例第7条第4項の規定にかかわらず、当該非公開部分を除いた上で公文書の公開を行うものとする。

4 前項の場合において、容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができないときは、実施機関は請求があった公文書の全部について公開をしないことができるものとする。

5 請求の趣旨は、原則として請求書の記載事項から判断し、判断し難い場合には、必要に応じ請求者に確認するものとする。

6 非公開及び一部公開の決定をしたときは、条例第7条第4項の規定により、非公開部分について該当する項及びその具体的な理由を書面に記載しなければならない。

7 公文書の公開をしない旨の決定のあった日から起算して1年以内に、条例第9条各号の規定に該当する理由が消滅することにより、請求のあった公文書を確実に公開することができるようになるときは、その日を書面に記載しなければならない。

8 次のいずれかに該当する場合は、公開請求を却下するものとする。

(1) 請求書の不備について補正を求めたにもかかわらず、所定の期限までに請求者が応

じない場合

- (2) 対象情報以外の情報の請求の場合
- (3) 公開の請求権がない者からの請求の場合
- (4) 不存在の情報に対する請求の場合
- (5) 法令等により閲覧等の定めがある情報の場合

(公文書該当性に関する判断基準)

第3条 条例の対象となる公文書該当性の判断に当たっては、条例第2条第2号に規定する語句の意義の解釈は、次に掲げる事項を基本として取り扱うものとする。

- (1) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が法令、条例、規則、規程、訓令、通達等に基づき与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したことをいい、「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令により特に定める事務（法定受託事務をいう。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれる。ただし、職員が他の法人その他の団体の事務に従事し、その法人その他の団体の事務として作成し、又は取得したものは、含まれない。
- (2) 「文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに磁気テープその他これに類するものから出力若しくは採録されたもの」とは、条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録媒体の形態により定めたものをいう。
- (3) 「文書」とは、文字又はこれに代わる符号を用い、永続性を持った状態で、紙の上に記載されたものをいい、起案文書、供覧文書、台帳、伝票、図書等をいう。
- (4) 「図画」とは、象形を用いて紙の上に表現されたものをいい、地図、図画、ポスター等をいう。
- (5) 「写真」とは、印画紙に焼きつけたもの（ネガは含まない。）をいう。
- (6) 「マイクロフィルム」とは、文書又は図画を保存するため、これらを撮影したものをいう。
- (7) 「磁気テープ」とは、磁気処理を行ったフィルムを媒体とした電子データ磁気テープをいう。
- (8) 「その他これに類するものから出力若しくは採録されたもの」とは、磁気テープは文書、図画及び写真に含まれず、条例の対象とはならないものであるが、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等の情報媒体から出力され、又は採録されて文書化された

ものは、条例の対象となるものであることをいう。

- (9) 「決裁又はこれに準ずる手続が終了し」とは、事務処理手続の面から条例の対象となる公文書の範囲を明らかにするため、実施機関における処務規程等に定める一連の意思決定手続等を経て文書処理が終了したものに限定する趣旨である。
- (10) 「これに準ずる手続」とは、供覧等の決裁に準ずる手続をいい、台帳、カード等の帳票類への記入、受理簿への登録、整理棚等による管理等のように、文書による決裁は受けないが、法令等の規定により作成が義務付けられ、かつ、様式の定めがある場合等、事務の性質上、決裁がされていると認められる文書も含む。
- (11) 決裁、供覧等の手続中であるため、条例中の公文書に該当しないものについて公開の請求があった場合は、法的な権利としての要求ではないが、これらは時間の経過によって公文書になる場合が多いので、請求者にその旨を教示して請求書を仮に受け付ける等の方法による対応もできるものとする。
- (12) 「終了」とは、一件一件の事務処理手続の終了をいい、最終的な事務事業の終了は意味しない。
- (13) 「実施機関が管理しているもの」とは、実施機関の処務規程等に基づき、実施機関が保管及び保存をしているものをいい、業務上作成した文書等であっても処務規程等の定めるところにより廃棄の手続が執られた文書等は含まない。
- (14) 下書き原稿、備忘的メモ、参考資料等の職員が職務を遂行する過程において作成した事務処理上の補助的な文書は、文書管理の対象とはされておらず個人的管理に委ねられており、組織的に認知されていないことから、条例の公文書には該当しない。ただし、決裁等で判断資料として起案文書に添付され、その一部となっている参考資料は、この限りでない。

(非公開情報該当性に関する判断基準)

第4条 条例第9条に規定する公開しないことができる公文書かどうかの判断に当たっては、条例第9条第1号に規定する「公開することができないとされている情報」の意義の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 明文の規定をもって閲覧又は写しの交付が禁止されている情報
- (2) 他目的使用が禁止されている情報
- (3) 個別法により守秘義務が課されている情報
- (4) 関係人以外には、閲覧等が禁止されている情報

(5) その他法令又は条例の趣旨及び目的から公開することができないと認められる情報

2 条例第9条第2号に規定する「個人に関する情報」とは、次のとおりとする。ただし、公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容にかかる部分（当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び条例第9条第5号から第8号までに該当する場合を除く。）は除く。

- (1) 戸籍的事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、本籍等）
- (2) 経歴に関する情報（学歴、職歴等）
- (3) 心身に関する情報（心身障害、病歴、負傷の程度等）
- (4) 能力及び成績に関する情報（学業成績、勤務成績等）
- (5) 財産及び収入状況に関する情報（所得、資産等）
- (6) 思想、信条等に関する情報（思想、信条、宗教、意見、主張等）
- (7) 死者に関する情報（遺族の個人情報との関係）
- (8) その他個人の生活に関する情報（家庭状況、居住状況等）

3 条例第9条第2号及び第3号に規定する「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

4 条例第9条第3号に規定する「法人等」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、特殊法人、公共組合等の全ての法人及び権利能力なき社団（自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等）であって、法人格はないが規約等及び代表者が定められているものをいう。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。

5 条例第9条第3号に規定する「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、次の情報をいうものとする。

- (1) 生産技術、販売、営業等に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えると認められるもの

(3) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があると認められるもの

6 前項の情報には、次の情報は該当しないものとする。

(1) 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

(2) 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表することを目的としているもの

(3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のため自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

7 条例第9条第4号に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 犯罪の予防 刑事犯であるか行政犯であるかを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。

(2) 犯罪の捜査 犯人を発見し、証拠を収集し保全する活動（内偵活動等を含む。）をいう。

(3) その他の公共の安全と秩序の維持 犯罪の予防、捜査のほか、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持することをいう。

(4) 支障が生ずるおそれがある 公開することにより犯罪、違法行為、不正行為等の情報提供者、犯罪の被疑者、参考人、捜査員が特定され、その結果、これらの人が危害を加えられたりするおそれがある場合、公開することにより特定の個人の行動予定、家屋構造等が明らかとなり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合、公共の安全及び秩序の維持のための諸活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合等をいう。

8 条例第9条第5号に規定する「公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの」とは、公開することにより、会議の構成員の公正な判断が著しく妨げられ、又は円滑な議事進行が著しく損なわれると認められるものをいう。

9 条例第9条第7号に規定する「意思形成過程」とは、個別の事案処理手続を終了しているが、当該事案に係る事務事業全体について、市又は国等の機関としての最終的な意思決定が終了するまでの間をいう。

10 条例第9条第7号に規定する「意思形成に支障が生ずると認められるもの」とは、公開することにより生ずる与えられる圧力が不法又は不当な場合、行政内部の中立性が

阻害されるような場合、意思形成がわい曲されることにより市民全体の福祉が減失されるおそれがある場合等をいう。

1 1 条例第9条第8号に規定する「当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずる」とは、実施機関の権利行使が損なわれたり、特定のものに不当な利益又は不利益を与えたりする情報で、次のものをいう。

- (1) 各種の試験問題、検査、取締り等の計画が事前に公開されると、その性質上、当該事務事業が本来の目的を失うような情報
- (2) 事務事業の性質上、公開することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定のものに対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある情報
- (3) 公にしないことを条件に任意に第三者から提供された情報等、公開することにより実施機関と第三者との間における信頼関係が損なわれ、それ以後、相手方の理解及び協力を得ることが困難になるおそれがある情報
- (4) 現在行われつつある事務事業又は行われようとしている事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報はもとより、定期監査、用地買収計画等のように継続し、又は反復して実施する事務事業に関する情報であって、公開することにより、将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当せず、直接個々の事務事業の執行には支障とはならなくとも、公開することにより、市の行政運営一般に関して著しい支障を生ずることが明白な情報

(公開請求の権利濫用に関する判断基準)

第5条 公開請求の権利濫用とは、形式上権利の行使としての外形を備えるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、条例によって付与された公開請求権本来の目的内容を逸脱するために、正当な権利の行使として認められないと判断される行為をいう。

2 権利濫用に該当するかの判断は、次の各号に掲げる場合を基本として行い、公開請求権の性格や内容、権利行使の態様や加害の意思目的、権利濫用と解した場合の公開請求者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の実施機関の事務への支障等の様々な要素を比較衡量して判断するものとする。

- (1) 公開請求の際に、写しの交付を受けず、閲覧しないなどの公開の実施を受け入れな

い意思をあらかじめ表明しているとき又は公開請求をするだけで、写しの交付を受けず、閲覧せず、若しくは写しの交付に係る実費を支払わないなどの行為を正当な理由なく繰返し行うとき。

- (2) 公開請求に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同内容の公開請求を正当な理由なく繰返し行うとき又は既に行った公開請求を取下げ、同内容の公開請求を正当な理由なく繰返し行うとき。
- (3) 特定の職員が作成又は取得した行政文書に係る公開請求を集中若しくは連続して行い、又は公開請求の際に特定の職員をひぼう、中傷若しくは威圧する公開請求の態様、内容や公開請求者の言動等から、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき。
- (4) 同一の実施機関に対する公開請求を集中又は連続して行う場合であって、公開請求の態様、内容及び公開請求者の言動から、当該実施機関の事務遂行能力を減殺させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき。
- (5) 実施機関の保有する著しく大量又は多種多様な行政文書に係る公開請求を行った場合において、実施機関の求める請求対象の絞込み、請求の分割、文書の特定等に係る補正の要請に対し、正当な理由なく応じないとき。

#### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。